

目次

- 2 | 休日診療当番医
- 3 | 町からのお知らせ
- 10 | まちのわだい
- 11 | イクフレ
- 12 | 暮らしのガイド
- 19 | ふるさとふちゅう再発見
町制施行90周年記念特別企画
- 20 | 魅力発信まち記者レポート

広報ふちゅうなどの配布について

広報ふちゅうや行政配布物のお届けには1週間ほどかかる場合があります。業者が配布する町内会・自治会の地域にお住まいで未配の場合は、お手数ですが下記の業者にお問い合わせください。

(株)ヒューマンネット（委託業者）
(☎926-1661)

◆業者委託の対象地域は
町HPでご確認ください。



町の人口（6月1日現在）

人口 51,693人
男 25,377人
女 26,316人
世帯数 24,063世帯

休日診療当番医



7月5日 (日)	ソレイユ眼科(眼科) 大須2-1-1 ☎561-0123
7月12日 (日)	岡原内科皮膚科クリニック(内科) 大須1-19-19 ☎561-0303
7月19日 (日)	太田整形外科 (整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科) 大通2-10-8 ☎510-5107
7月20日 (月・祝)	すくすくキッズクリニック(小児科) 大通2-8-21 4階 ☎286-8686
7月26日 (日)	みはら内科クリニック (内科・消化器内科・循環器内科) 大通2-8-21 2階 ☎286-1177
8月2日 (日)	天神川 なかむら内科 (内科・呼吸器科・糖尿病内科) 大須1-17-22 ☎890-0077
8月9日 (日)	やまだ眼科(眼科) 青崎中24-26 3階 ☎287-2123
8月11日 (火・祝)	わたえだ皮膚科クリニック (皮膚科・アレルギー科) 浜田3-9-3 ☎508-1112

【第4回】将来のまちのあり方について考えていきます 市になると変わることを、変わらないこと

☎ 政策企画課企画調整係 (☎ 286-3121)



4月から広報ふちゅうでお伝えしているとおり、町では、持続的なまちの発展や活性化につなげるために、単独で市になること（市制施行）を含めた単独自治のあり方について今年度中をめどに検討を行っています。

今回は、府中町が単独で市になる場合、何が変わり、もしくは変わらないかについてご紹介します。

ご質問にお答えします

Q. 広島市と合併するの？

A. 合併ではありません。府中町が「単独で市になる」ことを検討しています。

Q. 新しい市の名称はどうなるの？

A. 11月に実施する住民アンケートで広くご意見をお伺いし、審議会での議論を踏まえたうえで検討します。

みんなで考えましょう！

住民の皆様への説明会 を開催します



住民の皆様へ直接お伝えし、取り組みを知っていただくため、次のとおり説明会を開催します。

●全住民向け（申し込み不要）

- ① 7月25日(土) 午後5時～
くすのきプラザ 2階認定こども園つばめホール
- ② 8月8日(土) 午後5時～ 南公民館 大ホール

※南公民館の場合、南交流センター・区画整理事務所を臨時駐車とします。

※駐車スペースの関係上、できる限り車以外での来場にご協力ください。

●町内事業者向け（要申し込み）

7月31日(金) 午後6時30分～
安芸府中商工センター 2階会議室

※電子申請（QRコード）からお申し込みください。



町内の団体向けに町の職員がお伺いしてご説明することもできます。政策企画課企画調整係へお問い合わせください。



府中町が単独で市になる場合に変わる事・変わらないこと

●自治体の名称・住所表示

市になることで、「府中町」が「〇〇市」に変わり、「安芸郡」が無くなります。府中町役場の場合、住所表記は次のとおりです。

【現在】

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

【変更後】

広島県〇〇市大通三丁目5番1号

●行政サービス

一般的には市になると、生活保護や児童福祉などの業務を行う「福祉事務所」を設置する必要があります。府中町の場合、既に設置しているため、大きな変化はありません。また、現在、他の自治体と共同で行っているごみ処理、し尿処理などといった行政サービスについても継続することとなり、変化はありません。

なお、一部の事務については県から移譲を受けることになります。

- ・騒音などの規制地域の指定、規制基準の設定
- ・墓地などの経営許可、立入検査、報告要求など

●税金・料金

市になることで、町の税金や介護保険料などから料金が変えることはありません。また、所得税（国税）や自動車税（県税）の税率も変わりません。

●職員の給与・報酬

市になることで、町長以下職員や町議会議員の給与・報酬が自動的に変わることはありません。

●選挙

町と市とでは、告示日や供託金、使用できるはがきの枚数などに違いがあります。

項目		町の場合	市の場合
告示日		選挙の5日前まで	選挙の7日前まで
供託金	首長	50万円	100万円
	議員	15万円	30万円
選挙運動に使用できるはがきの枚数	首長	2,500枚まで	8,000枚まで
	議員	800枚まで	2,000枚まで
選挙運動に使用できるビラの枚数	首長	5,000枚まで	16,000枚まで
	議員	1,600枚まで	4,000枚まで

●議会

町と市とでは、招集告示や議決事項などに違いがあります。

項目		町の場合	市の場合
議決を必要とする事項	工事契約など	5千万円	1億5千万円
	財産の取得 売買	700万円	2,000万円
議長による臨時会招集		6日以内	10日以内
議会招集の告示日		開会日の3日前まで	開会日の7日前まで

なお、県議会議員選挙の選挙区は、法律で定めるルールに基づき、都道府県の条例で定めることとされています（政令市を除き市単位が基本です）。